

気象関係事務処理要綱

平成 17 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は気象関係の事務を定めるもののほか、異常気象時の災害の軽減を図るため、必要事項を定める。

(異常気象及び自然災害)

第 2 条 異常気象及び自然災害とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 火災警報が発令されたとき。
- (2) 火災気象通報が発表されたとき。
- (3) 大津波警報及び津波又は高潮の警報、注意報（以下「津波警報等」という。）が発表されたとき。
- (4) 台風及び大雨に伴い相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。
- (5) 地震に伴う災害が発生したとき。
- (6) その他の気象等に関する特別警報又は警報が発表されたとき。

(気象観測)

第 3 条 気象観測は、下関地方気象台及び防府市消防本部（以下「消防本部」という。）の気象観測機器等によるものとする。ただし、消防本部の気象観測値は参考とし、必要に応じて航空自衛隊防府北基地における気象観測値を照会する。

(測定内容)

第 4 条 気温、湿度、風速、雨量、風向、気圧を測定する。

(消防本部の気象観測機器等の点検)

第 5 条 各種気象観測機器等は適正に管理するものとする。

- 2 気象観測機器等は、消防本部の指令勤務員が毎月 1 回以上点検する。
- 3 前項の点検は、機器の外観及び機能について行う。
- 4 点検結果を別表 1 の様式に記録するとともに、気象観測機器等に不具合が生じた場合は、通信指令課長に報告する。

(異常気象時及び自然災害の出動)

第 6 条 異常気象時及び自然災害での出動は別に定める火災等出動体制運用要綱による。

(火災警報の発令)

第7条 防府市火災予防条例等の施行に関する規則(以下「条例規則」という。)

第7条に基づき火災警報が発令された場合は、次の広報活動を行う。

(1) 火災警報発令時のサイレン吹鳴は、消防法施行規則(以下「規則」という。)第34条に基づく消防信号による。

(2) 防府市メールサービスの登録者に火災警報の発令を通知する。

2 条例規則第7条第2項第1号及び第2号に掲げる基準値は、消防本部の気象観測値を基に、航空自衛隊防府北基地の気象観測値と照合し判断する。

(火災警報の解除)

第8条 条例規則第7条に基づき火災警報が解除された場合は、次の広報活動を行う。

(1) 火災警報解除時のサイレン吹鳴は、規則第34条に基づく消防信号による。ただし、20時以降は吹鳴しない。

(2) 防府市メールサービスの登録者に火災警報の解除を通知する。

(火災気象通報の発表)

第9条 防府市メールサービスの登録者に火災気象通報の発表を通知する。

(火災気象通報の解除)

第10条 火災気象通報は、乾燥注意報または強風注意報が解除された時点で解除とする。

(関係機関への情報の提供)

第11条 各種気象情報は、次の各号による。

(1) 火災警報の発令及び火災気象通報の発表がされた場合、別表2、別表3により関係機関に通報する。

(2) 津波警報等及び高潮特別警報が発表された場合、別表4により関係機関に通報する。

(3) 時間雨量、連続雨量が一定基準に達した場合、別表5により関係機関に通報する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

気象観測機器点検簿

合 議	取扱者	主 任	係 長	課長補佐	課長

年 月 日

器 名	状 況				処置	点検者
風 向 風 速 計	外 観		機 能			
気 圧 計	外 観		機 能			
温 度 湿 度 計	外 観		機 能			
雨 量 計	外 観		機 能			
気象情報収集装置	外 観		機 能			
備 考						

気象観測機器点検簿

合 議	取扱者	主 任	係 長	課長補佐	課長

年 月 日

器 名	状 況				処置	点検者
風 向 風 速 計	外 観		機 能			
気 圧 計	外 観		機 能			
温 度 湿 度 計	外 観		機 能			
雨 量 計	外 観		機 能			
気象情報収集装置	外 観		機 能			
備 考						

火災警報発令時の情報提供先

消 防 関 係	公 共 団 体 等	一 般 企 業
全職員	国土交通省山口河川国道事務所	山口中央森林組合防府支所
全消防団員	航空自衛隊防府北基地	防府地区危険物安全協会 会員
	J R 西日本防府駅	
	J A 防府とくち農協	
	山口県漁協吉佐支店	
	山口県漁協吉佐支店野島支所	
	山口合同ガス防府支店	
	山口県立総合医療センター	
	防府天満宮	
	毛利邸	
	中国電力㈱	

防府市民

防府市メールサービスの登録者

別表 3

火災気象通報発表時の情報提供先

防府市民
防府市メールサービスの登録者

別表 4

津波警報等及び高潮特別警報発表時の情報提供先

消 防 関 係	一 般 企 業
全消防職員（注意報は課長以上のみ）	マツダ(株)防府工場
消防団本部	東海カーボン(株)防府工場
全消防団員（注意報を除く）	協和発酵バイオ(株)山口事業所 防府
	(株)ブリヂストン防府工場
	バイエルクロップサイエンス(株)防府工場
公 共 団 体 等	マツダ(株)防府工場中関
防長交通(株)	(株)ベルポリエステルプロダクツ
山口県漁協吉佐支店	エアウォーター(株)
山口県漁協吉佐支店野島支所	(株)F I L W E L
佐波川漁協	防府エネルギーサービス(株)

別表 5

気 象 関 係 連 絡 先	
雨 量 通 報	◎ 報告の基準 時間雨量が 30 ミリ以上又は 30 ミリに達する見込みのとき ◎ 報告先 1 通信指令課長 2 消防署長 3 警備室当直責任者
	◎ 山口県総務部防災危機管理課への通報基準 必要に応じ通報する。 防災危機管理課 (一般線) 083-933-2360 (衛星電話) 77-201-2360

【参考資料】

気象業務法

(気象庁以外の者の行う気象観測)

第6条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従ってこれを行わなければならない。

気象測器検定規則

第15条

法第31条の国土交通省令で定める気象測器は、次の表の左欄に掲げるものとし、その検定の有効期間は、同表の中欄に掲げるものとする。

気 象 測 器 名	検 定 期 間	本 部 施 設
電気式気圧計	10年	ANEOS株式会社 PTB210
液注型水銀気圧計	5年	—
アネロイド型気圧計	5年	—
風杯型風速計	5年	—
風車型風速計	5年	ANEOS株式会社 WS-BN6-ST
超音波式風速計	5年	—
電気式日射計	5年	—
貯水型雨量計(自記式のものに限る)	5年	—
転倒ます型雨量計	5年	ANEOS株式会社 RS-102N-H
ラジオゾンデ用温度計	1年	—
ラジオゾンデ用気圧計	1年	—
ラジオゾンデ用湿度計	1年	—
通風式温度湿度計	規定無し	ANEOS株式会社 JV-155
気象情報収集装置(データロガー)	規定無し	ANEOS株式会社 CPW200

※地震計測機器については、最初の検定を受けてから再検定無し(参考掲示)

地 震 計 測 機 器 名	検 定 期 間	本 部 施 設
計測震度計	規定無し	計測部 明星電気 GT-K153
		処理部 明星電気 GT-DP53